構造改革特別区域計画

- 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 熊本県 菊池市
- 2 構造改革特別区域の名称 菊池いきいき農業特区
- 3 構造改革特別区域の範囲 菊池市の全域

4 構造改革特別区域の特性

菊池市は、熊本市から北東約 24 k mに位置し、面積は 182.6 k m² (うち約 68%森林) 北は大分県に隣接し、有明海にそそぐ菊池川の最上流にある。市の中心市街地の周囲は丘陵に取り囲まれた盆地になっており、標高 50~70mの中心市街地を中心とした半同心円状に田園、中山間地が続き、標高 1,000 mの高さまで起伏に富んだ地形が広がっている。従来から広大肥沃な菊池平野での米作、畜産が基幹となっており、近年では施設園芸、野菜、椎茸、茶など多品種にわたり生産されている。また、古くから畜産が盛んで、現在、市の農業粗生産額(約73億円)の約4割を占めている。中山間山間地域では、起伏に富んだ地形と山林原野がその大半を占める中、その地形的条件により、農業の規模拡大、効率化が困難となり、担い手不足や農地の荒廃化、離農・離村の進行、農業農村が持つ多面的機能の低下が年々深刻化している。また、一方で、豊な自然に囲まれた中山間地域における就農希望者も近年増加しており、地域の農業振興に向けた新たな活動が助序に広がる傾向にある。

このような状況に対し、農業に関心・意欲のある者が容易に農地を取得できるなど、小規模から農業経営にチャレンジできる環境をつくることで、やる気のある人材による農業参入を促すとともに、関係者団体との連携のもと

その担い手の就農を支援し、その力を最大限生かすことで、地形的条件や豊な自然を生かした様々な農業展開、新たな産業(雇用)創出などが期待されるものである。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市における就農状況は長年低迷を続ける一方、全国的には農業に関心・ 意欲のある者は年々増加する傾向にある。本市の大半は、中山間地域であり、 その地理的条件等により、近隣町村と比較しても耕作放棄率、高齢化率とも に高い状況にある。今後、地理的条件を活かした新たな方策が早急に必要な 状況にあるが、農村内部からの新たな担い手の確保ということは困難な現状 に至っている。近年、農業に関心意欲のある就農希望者が年々増加する傾向 にあるが、農地法の下限面積要件により、まとまった農地の取得、初期投資 の負担増など、様々な障害が生じることから、結果的に就農を断念する者も 少なくない。このような中、この下限面積要件を緩和し、農業に関心・意欲 ある者を積極的に誘導し、これまで、市内各地で行われている地産地消、産 地づくり、特産品開発、ツーリズムなど、農業を基盤する様々な活動の中で、 その活力を最大限生かすことができる環境をつくることが本計画の意義であ る。したがって、本計画では、地域が創意工夫しながら主体的に活動を行う など、地域又は個人が自発性を持って活動できるような環境をつくるため、 第 3 セクターで有限会社の農業生産法人(以下、「市生産法人」という。) を はじめとする関係者団体が連携しながら、やる気のある新規参入者を積極的 に支援し、地域再生のモデル的成功事例として示すことができれば、安全安 心な食料の供給、新たな雇用の創出、高齢者の生きがい対策、食育教育の推 進、農業の持つ多面的機能の発揮、保健休養の場の提供などの活動が広く地 域に波及するものと考える。

6 構造改革特別区域計画の目標

農地の権利取得後の下限面積要件の緩和により、やる気のある就農希望者(UIJターン者含む)による農業参入を促進するとともに、市生産法人はじめ、関係者団体などとの連携のもと、農業参入者に対する円滑な就農を積極的に支援する。

計画区域内では、市生産法人はじめ関係者団体などとの連携により、地産 地消を基本とする多様な販路のもとに地形的条件を生かした様々な農業経営 が展開されるとともに、農業経営の法人化など、多様な経営体を創出し、将 来の農業担い手の育成、安全安心な食料の安定提供、農業を基盤とする新たな産業(雇用)の創出など、魅力ある地域づくりに向けた地域及び個人の取組みを積極的に支援することを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

短期的な経済的効果としては、新規就農者の増加により、農地権利の移動、 農業資材や農業機械の購入、地域農林産物の取扱数量の増加などが見込まれ る。また、中長期的には、流通経路の多様化、地域農林産物に対する購買意 欲の向上、農業所得の増加、都市と農山村の交流人口の増加、農業経営の法 人(企業)化、新規事業の創出、法人化による雇用機会の増加などが期待さ れる。特に、中期的には、市生産法人との連携により、交流人口は、500人規 模、雇用機会については、20人規模の創出を目指すものである。

また、社会的効果として、安全安心な食料の増加、豊な食生活の提案による健康増進、食育教育による農業理解の推進、農業の持つ多面的機能の発揮、高齢者の生きがい対策、新たな雇用の創出、地域ボランティア活動の活性化、保健休養の場の提供などが期待される。特に、中期的には、市生産法人との連携により、遊休農地については、5ha規模の解消、地域ボランティアについては、200人規模の活動を目指すものとする。なお、本計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果をさらに高める観点から地域の観光、商工業をはじめとする他産業との連携を深め、多様なサービスの提供を積極的に図るものとする。長期的には、さらに地域又は個人が創意工夫し知恵を出すことで、「行ってみたい」「働いてみたい」さらには、「住んでみたい」といわれるような魅力的な地域が数多く生まれることが期待される。

なお、現在、市生産法人は、中山間地域における再生産可能な仕組みを構築し、その成功事例を自ら示すため、消費者と生産者とがお互いに信頼し合える関係づくりを基本に、新たな産地づくり、組織づくり、仕掛けづくりを進めているところである。

8 特定事業の名称

農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 関連事業の名称

就農促進・技能習得支援事業

(2) 関連事業の概要

この関連事業は、経営感覚に優れた農林業担い手の確保・育成を目的に、 市生産法人は、市と連携し広く就農希望者を募集するとともに、新たに農 業参入された方々に対する栽培指導や経営指導など、農業経営に関する 様々な支援を行いながらその円滑な就農を促し、特区の目標である多様な 経営体を創出、将来の農業担い手の育成、安全安心な食料の安定提供、地 域産業(雇用)の創出を促進するものである。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定 事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置 の内容

1 特定事業の名称

農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業(1006)

- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 熊本県菊池市内(特別区域)の農地の権利を取得する者
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

農業を営むことが確実と見込まれる者が、耕作目的に菊池市内の農地を取得し、かつ、その農地の権利取得後の面積が 20a 以上となる場合、市農業委員会又は、県知事の許可により、その農地の権利の取得を認めるものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

(1)規制の特例措置の必要性

本市農業の現状を統計上で見ると、1990 年~2000 年の 10 年間で、販売 農家は 1771 戸から 1491 戸に推移し対全体 15.8%の減少、農業就業人口は 3,964 人から 2,816 人に推移し対全体 29%の減少、60 歳以上の就業人口の 割合は 53%から 60%に増加、耕作放棄地面積は 32 h a から 113 h a に増加、 経営耕地面積は 2384 h a から 2102 h a に推移し対全体 11.8%の減少など、 この傾向は担い手の高齢化などにより今後急速に進むこととなる。

本市の大半は農村地域であり、その農村における地域振興は農業振興が基本である。農業を取り巻く厳しい現状の中で、地域農業を振興(再構築)するためには、農村内部だけの取組みだけでは限界であるという認識のもと、今後は、新たに農業に意欲ある者の力を積極的に生かすとともに、消費者(都市)との交流を積極的に進めることが地域農業を再生させる1つの有効な手段であると考える。その中で、特に、就農する上で大きな障害

となっている農地の権利取得後の下限面積要件(50a以上)を緩和することは、今後、農業の担い手を確保育成する上、また地域を活性化する上で必要不可欠なものであると考える。

この下限面積要件の緩和については、市農業委員を対象に行ったアンケート(平成15年12月22日実施回答率91%)によると全員の賛同が得られている。下限面積を設定するにあたり、「就農しやすい環境を積極的につくる」という特区の主旨を十分達成するため、市農業委員の意向や新規参入者、農業関連団体等からの聞き取りなどを踏まえ、その下限面積を20aに設定することとした。その設定の大きな根拠として、新規参入の場合、本市において自給的農業から始める傾向が高い状況にあり、その際、最低20a程度は必要であるとの意見が多くあったことがある。

(2)要件適合性を認める根拠

耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地等が相当程度存在することについては、近隣市町村と比較しても耕作放棄地の増加率 254.1% (郡市平均 165.7%) 基幹的農業従事者の平均年齢 59.2歳(郡市平均 57.6歳)ともに高い状況にあり、耕作放棄地面積は、1990年~2000年で約81ha増加し、2000年現在約113ha存在する。このような土地は、主に中山間地域に多く発生しているが、遊休農地については、担い手の高齢化などにより本市全域にわたり急速に広がりつつある。特に、耕作放棄地は、起伏に富んだ中山間地域に多く発生しているが、今回の規制緩和により参入した新規就農者を、中山間地域をはじめ市全域に点在する遊休農地等に適切に誘導することで、農地の有効利用が見込まれるものである。

新規の小規模農業者(特例措置適用者)の増加による周辺農業の効率的かつ総合的な利用への支障については、農用地に関する規模拡大に関するアンケート(平成12年度市実施)では、現状維持(70%)縮小したい(13%)拡大したい(11%)という調査結果及び、経営耕地面積及び耕作放棄地面積、農家戸数等の統計的推移を考慮すると、全体的には、規模縮小の傾向にあり、新規参入者の増加に伴う農地の供給不足が発生する懸念は考えにくい状況にある。また、市農業委員会等との連携のもと地域農業への支障が生じないような手立てを講じるとともに、特例措置適用者に対する就農支援についても、市生産法人をはじめ関係機関と連携しながら営農指導など様々な支援を行うこととしている。

なお、地域農業への支障については、耕作放棄地の増加が広がることによる雑草の繁茂や病害虫の発生、有害鳥獣の生息地の拡大、連担的土地利用の阻害要因など、周辺農業に対する悪影響が深刻化している現状にあり、食料の確保、食料自給率の向上ための重要な対策としても耕作放棄地の発生防止と解消そしてその有効利用は、農業振興を図る上で優先すべき課題であると考える。